



島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第54号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	2
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	4
島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則	4

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	5
------------------------	---

人 事 委 員 会 規 則

職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第3号

職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

(職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第1条 職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の表第1号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の次に「(平成10年法律第114号)」を加え、同表第2号中「しゃ断」を「遮断」に、「同じ。」を「同じ」に改め、同表第5号から第7号までの規定中「同じ。」を「同じ」に改め、同表第8号中「産前休暇」を「条例第10条第1号に規定する休暇」に、「2週間」を「10日」に改め、同表第11号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条の規定に基づき部分休業をするとき又は」及び「部分休業の時間及び」を削り、同表第13号中「予防接種法」の次に「(昭和23年法律第68号)」を、「母子保健法」の次に「(昭和40年法律第141号)」を、「児童福祉施設」の次に「(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)」を加え、同表第14号の2中「10日」の次に「を超えない範囲内で必要と認める期間」を加え、同表第16号エ中「アからウ」を「アからウまで」に改め、「特定非営利活動法人」の次に「(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)」を加える。

第3条の2第1項第1号中「法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」に改め、同条第2項中「職員の年次有給休暇」の次に「(条例第5条第1項に規定する年次有給休暇をいう。以下同じ。)」を加え、「前項の規定を適用した場合に同日において得られる日数を」を「同項の規定を適用した場合に同日において得られる日数を」に、「日数」を「日数))」に改める。

第3条の4中「法」を「地方公務員法」に改める。

第4条第3項及び第4項中「介護休暇」を「条例第12条第1項に規定する休暇」に改める。

第5条第1項中「介護休暇」を「条例第12条第1項に規定する休暇」に改め、同条第2項中「介護休暇」を「同条第1項に規定する休暇」に改める。

第6条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に、「第3条第12号」を「第3条の表第8号、第12号」に、同項ただし書中「第3条第12号」を「第3条の表第8号、第12号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第5項第2号中「育児休業法第10条第1項第1号から」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下この号において「育児休業法」という。)第10条第1項第1号から」に改める。

第7条を次のように改める。

(休暇日数の計算)

第7条 勤務時間条例第3条第1項、第4条又は第5条の規定による週休日、休日、条例第3条第1項に規定する代休日及び勤務時間条例第8条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日(以下これらを「週休日等」という。)をはさんで年次有給休暇、条例第8条若しくは第11条又はこの規則第3条の表(第3号を除く。)に規定する休暇を与えられた場合は、週休日等はこれらの休暇として取り扱わないものとする。

第8条中「第7条」を「第7条第1項」に、「及び第10条及び第12条」を「、第10条及び第12条第1項」に、「第3

条」を「第3条の表第3号」に、「週休日及び休日」を「週休日等」に改める。

第9条第2項中「週休日及び休日」を「週休日等」に、「附して」を「付して」に、「手続き」を「手続」に改め、同条第3項中「第5条の介護休暇の請求」を「条例第12条第1項に規定する休暇」に改める。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第2条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則(昭和31年島根県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条の表第1号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の次に「(平成10年法律第114号)」を加え、同表第2号中「しゃ断」を「遮断」に改め、同表第8号中「産前休暇」を「条例第10条第1号に規定する休暇」に、「2週間」を「10日」に改め、同表第11号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条の規定に基づき部分休業をするとき又は」及び「部分休業の時間及び」を削り、同表第13号中「予防接種法」の次に「(昭和23年法律第68号)」を、「母子保健法」の次に「(昭和40年法律第141号)」を、「児童福祉施設」の次に「(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)」を加え、同表第14号の2中「10日」の次に「を超えない範囲内で必要と認める期間」を加え、同表第16号エ中「アからウ」を「アからウまで」に改め、「特定非営利活動法人」の次に「(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)」を加える。

第3条の2第1項第1号中「法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」に改め、同条第2項中「教育職員の年次有給休暇」の次に「(条例第6条第1項に規定する年次有給休暇をいう。以下同じ。)」を加え、「前項の規定を適用した場合に同日において得られる日数を」を「同項の規定を適用した場合に同日において得られる日数を」に、「日数」を「日数)」に改める。

第3条の4中「職員」を「教育職員」に、「法」を「地方公務員法」に改める。

第4条第3項及び第4項中「介護休暇」を「条例第12条第1項に規定する休暇」に改める。

第5条第1項中「介護休暇」を「条例第12条第1項に規定する休暇」に改め、同条第2項中「介護休暇」を「同条第1項に規定する休暇」に改める。

第6条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に、「第3条第12号」を「第3条の表第8号、第12号」に、同項ただし書中「第3条第12号」を「第3条の表第8号、第12号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第5項第2号中「育児休業法第10条第1項第1号から」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下この号において「育児休業法」という。)第10条第1項第1号から」に改める。

第7条を次のように改める。

(休暇日数の計算)

第7条 職員の勤務時間に関する条例第3条第1項、第4条又は第5条の規定による週休日、休日及び条例第4条第1項に規定する代休日(以下これらを「週休日等」という。)をはさんで年次有給休暇、条例第8条の2若しくは第11条又はこの規則第3条の表(第3号を除く。)に規定する休暇を与えられた場合は、週休日等はこれらの休暇として取り扱わないものとする。

第8条中「第8条」を「第8条第1項」に、「及び第10条及び第12条」を「第10条及び第12条第1項」に、「第3条」を「第3条の表第3号」に、「週休日及び休日」を「週休日等」に改める。

第9条第2項中「週休日及び休日」を「週休日等」に、「附して」を「付して」に、「手続き」を「手続」に改め、同条第3項中「第5条の介護休暇の請求」を「条例第12条第1項に規定する休暇」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(女子職員の妊娠障害休暇に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に妊娠中の女子職員で、当該妊娠に係る職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条

例第10号) 第10条第1号に規定する休暇を与えられていないものについては、この規則の施行の日前に与えられた当該妊娠に係る第1条の規定による改正前の職員の休日及び休暇に関する規則第3条の表第8号に規定する休暇は、第1条の規定による改正後の職員の休日及び休暇に関する規則第3条の表第8号に規定する休暇とみなし、同規則第3条の表第8号及び第7条の規定を適用する。

(女子教育職員の妊娠障害休暇に関する経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に妊娠中の女子教育職員で、当該妊娠に係る県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)第10条第1号に規定する休暇を与えられていないものについては、この規則の施行の日前に与えられた当該妊娠に係る第2条の規定による改正前の県立学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則第3条の表第8号に規定する休暇は、第2条の規定による改正後の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則第3条の表第8号に規定する休暇とみなし、同規則第3条の表第8号及び第7条の規定を適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第4号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の部中「秘書室長」を「秘書室長 調整監(庶務担当に限る。)」に改め、同表知事部局の部本庁の項中「センター長 副政策企画監(庶務担当に限る。)」を「センター長 政策調整監(庶務担当に限る。)」副政策企画監(庶務担当に限る。)」に、「企画幹(交通対策課の庶務担当及び人事課並びに県立大学に派遣されているもの(県立大学の管理課長の職にあるものに限る。))に限る。)) 秘書グループリーダー 法令グループリーダー」を「企画幹(交通対策課の庶務担当及び人事課並びに県立大学に派遣されているもの(県立大学の管理課長の職にあるものに限る。))に限る。)) 法令グループリーダー」に、「防災航空管理所長 人事課(保健グループを除く。))及び財政課の企画員、主任、主任主事及び主事 秘書グループの主任 総務事務センター統括スタッフの企画員及び主任並びに給与管理グループの主任」を「防災航空管理所長 秘書課秘書スタッフ、人事課(保健グループを除く。))、財政課並びに総務事務センター総務グループ及び給与管理グループの主幹、企画員、主任、主任主事及び主事」に改め、同部県民センターの項中「経営支援グループ課長 川本駐在グループ課長」を「経営支援グループ課長」に改め、同部保健環境科学研究所の項中「総務企画情報グループ課長 原子力環境センター長」を「総務企画情報グループ課長」に改め、同部農林振興センターの項中「干拓振興グループ課長」を「安来地域振興グループ課長」に改め、同部農業大学校の項中「農業大学校」を「農林大学校」に改め、同部水産技術センターの項中「部長 上席調整監 内水面グループ科長」を「部長 内水面グループ科長」に改め、同表教育委員会事務局部局等の部本庁の項中「教育次長 参事 課長 室長」を「教育次長 課長 管理監 室長」に改め、同表人事委員会事務局の部中「課長 調整監 グループリーダー」を「課長 グループリーダー」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第5号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成16年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「組織及び事務分掌」の次に「（第1条—第3条）」を、「事務処理」の次に「（第4条—第10条）」を加え、「公文書の形式」を「公文書の管理等（第11条—第17条）」に改め、「服務」の次に「（第18条）」を、「雑則」の次に「（第19条）」を加える。

第1条第2項中「、給与グループ及び高齢期雇用担当スタッフ」を「及び給与グループ」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第1号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表知事の事務部局の部本庁の項中	課長 政策企画監 管理監 室長 センター長 管理所長 上席調整監 政策調整監 統括指導監査監 指導監査監 統括団体検査監 団体検査監 統括林業普及員 統括技術専門監 技術専門監 建築指導監 上席出納監察監 出納監察監	を	課長 政策企画監 管理監 室長 センター長 管理所長 上席調整監 政策調整監 統括指導監査監 指導監査監 統括団体検査監 団体検査監 統括林業普及員 統括技術専門監 技術専門監 建築指導監 統括出納監察監 上席出納監察監 出納監察監	に改め、同部東京事務
「	「	「	「	部長

所の項中 部長 を 部長 上席調整監 に改め、同部県民センターの項中 特別徴収監 事務所長 を

「 部長 特別徴収監 特別調査監 事務所長 に改め、同部農林振興センターの項中

「 部長 事務所長 を 部長 普及指導監 事務所長 に改め、同部農業大学校の項中「農業大学校」を「農林大学校」に改め、別表

の 4 の表知事の事務部局の部本庁の項中 専門学芸員 室長 を 主席研究員 室長 専門学芸員 センター長 専門研究員 に改め、

同部保健環境科学研究所の項中 部長 センター長 を 部長 に改め、同表教育委員会の部本庁の項中

「 グループリーダー 専門学芸員 専門研究員 を グループリーダー 主席研究員 専門学芸員 専門研究員 に改める。

附 則

この細則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。